

みんなで
地域の道路を
考える



H25 年
5 月

第 3 号

意見交換会 かから版

第 3 回

意見交換会を開催

地域ニーズは「歩車共存道」

※歩車共存道とは、歩行者、自転車のサービスを優先し、自動車に対するサービスを限定する道路のこと。

4 月 23 日「ゾーン別の方向性について」というテーマで第 3 回意見交換を行いました。

これまでの話し合いを基に、道や地区の特性から 3 つのゾーンに区分し、各ゾーンの整備案について検討しました。「車のための道ではなく歩く人のための道であるべき」といった基本姿勢の基、どうすれば安全な歩行空間をつくれるかといった視点で考えていきました。全体では「歩車共存道」の考え方を取り入れようという方向となりましたが、道路幅が 5 m 以下のところを含む「古くからの住宅地」ゾーンでは、少し広げる案と、狭くてもできるだけ今のままでといった意見の両方が出る結果となりました。一定の道路幅があるところでは両側に歩行帯をとり、景観にも配慮しようという結果になりました。

今後開催する、「考える会」で方向性を調整し、島根県と隠岐の島町へ提案する予定です。

第 3 回意見交換会結果から・・・ゾーン毎の「考えられる整備案」について

ゾーン毎の考えられる整備案

※歩車共存道：歩行者、自転車のサービスを優先し、自動車に対するサービスを限定する道路

歩車共存道・・・両側歩行帯の意見が多いが、片側歩行帯の意見もあり。

<交差点部について 2 つの意見>

- ・バスがすれ違えるように 2 車線確保
- ・速度抑制、交通量抑制なら交差点で工夫を

「歩行者優先」は一致

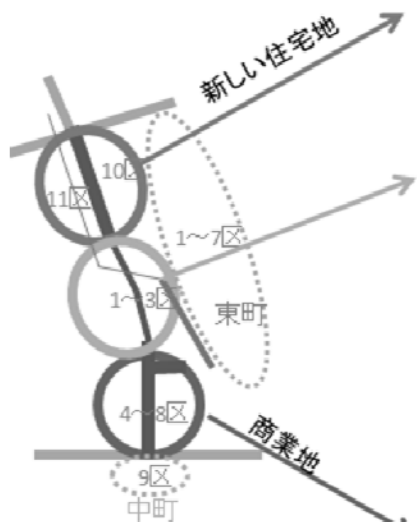
歩車共存道が多いが、待避所や車道幅変更なし案もあり、沿道への影響（拡幅）の心配と、車道幅員は狭くても良いのではないか、という考えが背景としてある。

【主な意見】

- ・歩車共存道にしたいので、車道幅は 3.5m にこだわらず、2.5m～3.0m でもよいのではないか
- ・地権者の方には申し訳ないが、一番狭いところだけ譲ってもらう
- ・待避所を設ける
- ・両側に歩行帯を設ける など

歩車共存道（両側歩行帯）

- ・景観に配慮

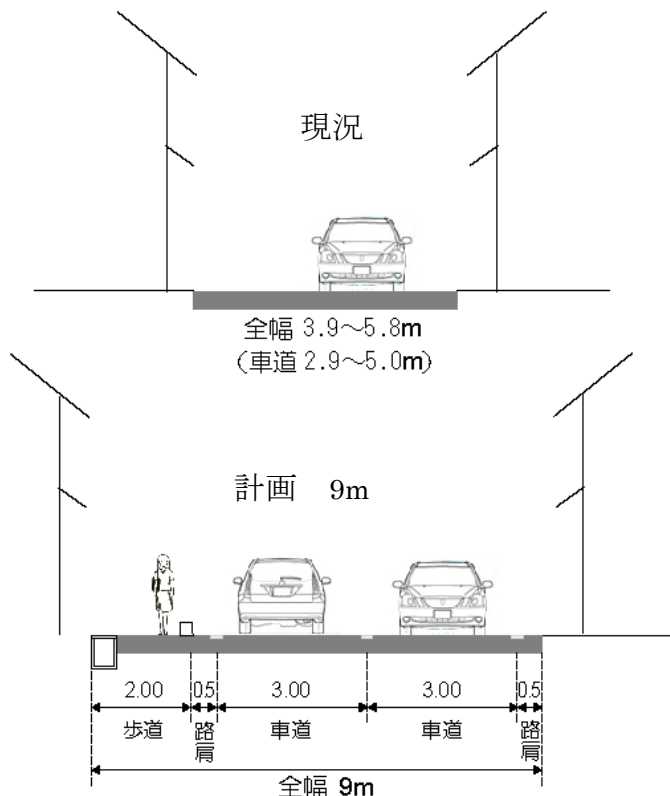


共通事項として
「実施できそうなこと」

- 車のスピードを抑える仕掛け（例：速度規制 時速 30 キロ以内）
- 地区外の車への影響を最小限に（例：環状道路の信号連携）
- 路面を歩きやすく改善（例：凸凹、かまぼこ状、側溝のふた）
- 交通安全施設の設置（標識、照明等）

参考：標準的な歩車共存道の考え方

参考：都市計画道路「中條中町線」としての整備計画



【都市計画道路としての計画 9m】

○車道部分	3m+3m
○路側帯	0.5m+0.5m
○歩道（片側）	2m

都市計画道路としての計画は道路幅 9m ですが、これまでの「意見交換会」から“歩車共存道”として整備する方向に進んでいます。



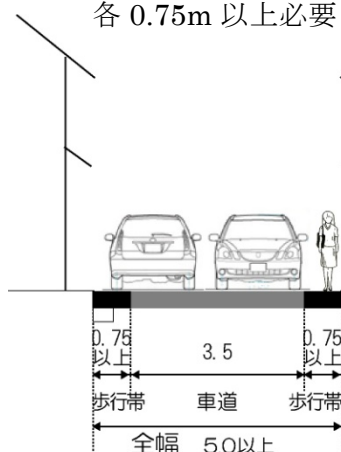
歩車共存として整備する場合

参考：標準的な歩車共存道の考え方

- 道路幅 5m 以上
道路の平面形状を考える時、角々した道とならないよう滑らかなカーブを描いていきます。このため、ところどころに 5m を超える幅が必要となることが発生する場合があります。
- 車道部分 3.5m
- 歩道部分 両側歩行帯・片側歩行帯

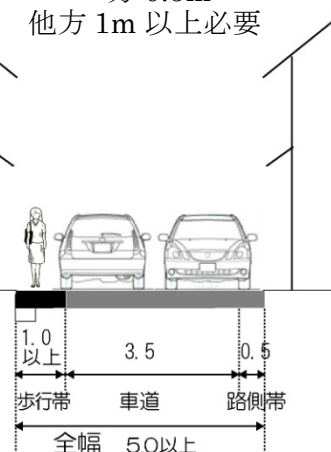
【両側歩行帯の場合】

各 0.75m 以上必要



【片側歩行帯の場合】

一方 0.5m
他方 1m 以上必要



【お問い合わせ先】

島根県隠岐支庁県土整備局 企画調整スタッフ

TEL：2-9763 （担当：永見）